



平成 18 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中富 博隆
本 社 所 在 地 佐賀県鳥栖市田代大官町 408 番地
(コード番号 4530 東証 1 部)
問 い 合 せ 先 執行役員広報室長 椋島 光政
(TEL 03-5293-1732)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 6 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 104 回定時株主総会に提案することを決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の将来の事業展開に備えるため、第 2 条（目的）17 項に「広告代理業」を追加し以下、号の繰り下げを行なうものであります。

(2) 基準日に関する規定の変更

株主の機動的な議決権行使を促し、決算期後からその決算期に関する定時株主総会までに新株発行等が行なわれた場合に対処するため、第 12 条第 2 項を新設するものであります。

(3) 取締役の員数の変更

経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の構築を図るため、第 19 条（取締役の員数）を変更するものであります。

(4) 取締役の任期の変更

当会社の営む事業の堅実かつ継続的な発展の為に、第 23 条（取締役の任期）に関する規定の通り変更するものであります。

(5) 監査役の員数の変更

経営監視機能を強化し、監査体制の強化を図るため、第 31 条（監査役の員数）を変更するものであります。

(6) 「会社法」(平成17年法律第86号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の通り当社定款を変更

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第18条(取締役会の設置)、第30条(監査役および監査役会の設置)、第39条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を定めるものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第341条の規定に従い、中長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、取締役の解任議案については、株主総会の特別決議による旨を第21条(取締役の解任)に新設するものであります。

会社法第369条第3項及び第393条第2項の規定に従い、第28条(取締役会の議事録)及び第37条(監査役会の議事録)を新設するものであります。

会社法第329条、第338条及び第399条の規定に従い、第40条(会計監査人の選任)、第41条(会計監査人の任期)及び第42条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

会社法第454条第5項の規定に従い、剰余金の配当ができる旨を定めるため、第45条(中間配当金)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">久光製薬株式会社 定款 第1章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ < 条文省略 ></p> <p>1 6 .</p> <p>1 7 . 前各号の目的を遂行するため、会社運営上必要な事業に対し、投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業を目的とする会社の発起人となることが出来る。</p> <p>1 8 . 前各号に付帯する事業</p>	<p style="text-align: center;">久光製薬株式会社 定款 第1章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ < 現行どおり ></p> <p>1 6 . (新設)</p> <p><u>1 7 . 広告代理業</u> (変更)</p> <p><u>1 8 .</u> } < 条文変更なし > <u>1 9 .</u> }</p>
<p>第4条(公告方法) 当社の公告は日本経済新聞社に掲載する。</p>	<p>第4条(公告方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は3億8千万株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(変更)</p> <p>第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は3億8千万株とする。 (削除)</p>
<p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議を持って自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条(1単元の株式数) 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p>	<p>(変更)</p> <p>第7条(単元株式数) < 条文変更なし ></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第8条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>第8条(単元未満株券の不発行) <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第8条2項へ移項</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第9条(単元未満株主の権利制限)</u> <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</u> <u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利。</u> <u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利。</u></p>
<p><u>第9条(名義書換代理人)</u> <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱い場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱い場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、株券の不所持の取扱、単元未満株式の買取りおよび届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(変更) <u>第10条(株主名簿管理人)</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>第10条(株式取扱規則)</u> <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、株券の不所持の取扱、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱およびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(変更) <u>第11条(株式取扱規則)</u> <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>第11条(基準日)</u> <u>当社は毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(変更) <u>第12条(基準日)</u> <u>当社は毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 2 条（招集） <u>定時株主総会は毎決算期末の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて、そのつど招集する。</u> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（変更） 第 1 3 条（招集） 定時株主総会は毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>第 1 3 条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会において別に定めるところによる。</p>	<p>（変更） 第 1 4 条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>第 1 4 条（議決権の代理行使） 株主が代理人を持って議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。 また、代理権を証する書面を総会毎に提出しなければならない。</p>	<p>（変更） 第 1 5 条（議決権の代理行使） 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</u> <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 1 5 条（決議方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の過半数を持って決する。 <u>商法第 3 4 3 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を持って決する。</u></p>	<p>（変更） 第 1 6 条（決議の方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>第 1 6 条（議事録作成） 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役は記名捺印しなければならない。</p>	<p>（変更） 第 1 7 条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 1 8 条 (取締役会の設置) 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>第 1 7 条 (員数) 当社は取締役 1 3 名以内を置く。</p>	<p>(変更) 第 1 9 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、1 0 名以内とする。</p>
<p>第 1 8 条 (選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数を持って決する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(変更) 第 2 0 条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 1 条 (取締役の解任) 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>第 1 9 条 (代表取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、会社を代表する。</p>	<p>(変更) 第 2 2 条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談役を選定することができる。</p>
<p>第 2 0 条 (役付取締役、相談役) 取締役会の決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 必要がある場合は、取締役会の決議により相談役を置くことができる。</p>	<p>(削除) 上記条文に包括したため削除</p>
<p>第 2 1 条 (任期) 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため就任した取締役の任期は、前任者の残存期間とする。 増員によって就任した取締役の任期は、現任取締役の残存期間とする。</p>	<p>(変更) 第 2 3 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（招集） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>（変更） 第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>第23条（議長） <u>取締役会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会において別に定めるところによる。</u></p>	<p>（削除） 上記条文に包括したため削除</p>
<p>（新設）</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>
<p>第24条（決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って<u>決する。</u></p>	<p>（変更） 第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第28条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>
<p>第25条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議を持って定める。</p>	<p>（変更） 第29条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>監査役および監査役会 （新設）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第30条（監査役および監査役会の設置） <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>第26条（員数） 当社は<u>監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>（変更） 第31条（監査役の員数） 当社の監査役は、<u>6名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（選任） <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>（変更） 第32条（監査役の選任） <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第28条（常勤監査役） <u>監査役は互選により常勤監査役1名以上を置く。</u></p>	<p>（変更） 第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第29条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠のため就任した監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p>	<p>（変更） 第34条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第30条（招集） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>（変更） 第35条（監査役会の招集通知） < 条文変更なし ></p>
<p>第31条（決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>（変更） 第36条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第37条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>
<p>第32条（報酬） <u>監査役の報酬は、株主総会の決議を持って定める。</u></p>	<p>（変更） 第38条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第6章 会計監査人 第39条（会計監査人の設置） <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第40条（会計監査人の選任） <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第41条(会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>第42条(会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算 <u>第33条(営業年度および決算期)</u> <u>当社の営業年度は3月1日から翌年2月末日までとし、営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p>(変更) 第7章 計 算 <u>第43条(事業年度)</u> <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p>
<p><u>第34条(配当金)</u> <u>配当金は毎決算期末の最終株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> <u>配当金が支払い開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(変更) <u>第44条(期末配当金)</u> <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>第45条(中間配当金)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第46条(期末配当金等の除斥期間)</u> <u>期末配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上